

福岡県公報

令和 8 年 9 月 18 日
第 729 号

目次

告 示 (第580号 - 第596号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○自衛官の募集	(市町村行財政支援課)	2
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	3
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	3
○土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課)	3
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂 防 課)	3
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	4
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	4
○土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課)	4
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂 防 課)	5
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	6
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	6
○土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課)	7
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂 防 課)	7
○道路の区域の変更	(道路維持課)	7
○道路の区域の変更	(道路維持課)	7
○道路の区域の変更	(道路維持課)	8
公 告		
○令和 8 年度砂利採取業務主任者試験の実施	(河川管理課)	8
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	9
○建設業の許可の取消し	(建築指導課)	9

○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	9
○特定開発行為の許可に係る対策工事等の完了	(砂 防 課)	9
○開発行為に関する工事の完了	(開発・盛土指導課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(開発・盛土指導課)	10

選挙管理委員会

○条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数	(市町村行財政支援課)	10
○県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	(市町村行財政支援課)	10
○県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数	(市町村行財政支援課)	10

公安委員会

○福岡県公安委員会公告式規則及び福岡県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正	(警察本部生活保安課)	12
○意見募集の結果の公示	(警察本部生活保安課)	15

雑 報

○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	15
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	16
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	16
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	17
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	18
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	18
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	19
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	19
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	20
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	20
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	21

○西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………22

告 示

福岡県告示第580号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	県 道	久 光 西小田 線	前	朝倉郡筑前町東小田998番10先から 朝倉郡筑前町東小田998番 6 先まで	8.6 ～ 9.0	20.0
			後	朝倉郡筑前町東小田998番10先から 朝倉郡筑前町東小田998番 6 先まで	8.6 ～ 9.7	20.0

福岡県告示第581号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第 1 項及び第118条の規定により、自衛官の募集種目、募集期間、受験資格、試験期日及び受付場所を次のように告示する。

令和 8 年 9 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 募集種目

- (1) 一般曹候補生
- (2) 2 等陸・海・空士（任期制自衛官）

2 受付期間

- (1) 一般曹候補生

令和 8 年 9 月 15 日（火）から令和 8 年 11 月 20 日（金）まで

- (2) 2 等陸・海・空士（任期制自衛官）

令和 8 年 9 月 15 日（火）から令和 8 年 11 月 20 日（金）まで

3 応募資格

- (1) 採用予定月の 1 日現在、18 歳以上 33 歳未満の者で日本国籍を有する者
※32 歳の者は、採用予定月の末日現在、33 歳に達していない者
- (2) 詳細は、採用案内による。

4 試験期日

試験期日は次のとおりとするも、情勢により変更等する場合がある。その際は、受験者に対し個別に通知するとともに、自衛隊福岡地方協力本部のホームページ等により周知する。

- (1) 一般曹候補生

ア 第 1 次試験（学科試験・適性検査（Web））

令和 8 年 11 月 28 日（土）～令和 8 年 12 月 1 日（火）（予定）

イ 第 2 次試験（口述試験・身体検査）

令和 9 年 1 月 9 日（土）～令和 9 年 1 月 12 日（火）（予定）

- (2) 2 等陸・海・空士（任期制自衛官）

ア 学科試験・適性検査（Web）

令和 8 年 11 月 28 日（土）～令和 8 年 12 月 1 日（火）（予定）

イ 口述試験・身体検査

令和 8 年 12 月 11 日（金）～令和 8 年 12 月 14 日（月）（予定）

5 受付場所

受 付 場 所	名 称
福岡市博多区竹丘町 1 - 12 （電話 092-584-1881・1882・1883）	自衛隊福岡地方協力本部 募集課
北九州市小倉南区北方 5 - 1 - 1 （電話 093-963-7728又は093-963-3590）	自衛隊福岡地方協力本部 北九州出張所
遠賀郡芦屋町大字芦屋1455- 1（芦屋基地内） （電話 093-223-0981）交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 芦屋地域事務所
築上郡築上町大字西八田無番地（築城基地内） （電話 0930-56-1150）交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 築城地域事務所

飯塚市川津639－1 （電話 0948－22－4847）	自衛隊福岡地方協力本部 飯塚地域事務所
春日市大和町 5－12（福岡駐屯地内） （電話 092－591－7450）	自衛隊福岡地方協力本部 春日分駐所
福岡市博多区博多駅南 2－1－5 博多サンシティビル 2 F （電話 092－414－5100）	自衛隊福岡地方協力本部 福岡地域事務所
福岡市東区名島 3－24－2 （電話 092－672－3255）	自衛隊福岡地方協力本部 福岡募集案内所
福岡市西区姪の浜 5－4－20 パールマンション 1 F （電話 092－891－7941）	自衛隊福岡地方協力本部 福岡西募集案内所
久留米市諏訪野町2401 （電話 0942－38－1616）	自衛隊福岡地方協力本部 久留米地域事務所
八女市稲富127番地 （電話 0943－24－5192）	自衛隊福岡地方協力本部 八女地域事務所
大牟田市宝坂町 1－2－9 （電話 0944－52－3810）	自衛隊福岡地方協力本部 大牟田地域事務所
柳川市三橋町下百町 6－7 （電話 0944－72－7794）	自衛隊福岡地方協力本部 柳川地域事務所

福岡県告示第582号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年3月福岡県告示第224号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和 8 年 9 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
松崎 1 丁目 (2)－ 2	福岡市東区松崎一丁目（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第583号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年3月福岡県告示第225号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和 8 年 9 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
松崎 1 丁目 (2)－ 2	福岡市東区松崎一丁目（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 1 に記載する表のとおり

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第584号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和 8 年 9 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
松崎 1 丁目 － 1	福岡市東区松崎一丁目（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第585号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指

定する。

令和 8 年 9 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
松崎 1 丁目 － 1	福岡市東区松崎一丁目（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 1 に記載する表のとおり

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第586号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年 2 月福岡県告示第157号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第 6 項において準用する同条第 4 項の規定により公示する。

令和 8 年 9 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
清美町 1 － 1	田川市大字位登（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
道原 1	田川市大字猪国（別紙図面 2 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
奥 1 － 1	田川市大字猪国（別紙図面 3 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
奥 1 － 2	田川市大字猪国（別紙図面 4 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
坂谷 1	田川市大字猪国（別紙図面 5 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面 1 から 5 までは省略し、その図面を田川市役所に備え置いて縦覧に供

する。

福岡県告示第587号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 9 条第 1 項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年 2 月福岡県告示第158号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第 9 項において準用する同条第 4 項の規定により公示する。

令和 8 年 9 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
清美町 1 － 1	田川市大字位登（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 1 に記載する表のとおり
道原 1	田川市大字猪国（別紙図面 2 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 2 に記載する表のとおり
奥 1 － 1	田川市大字猪国（別紙図面 3 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 3 に記載する表のとおり
奥 1 － 2	田川市大字猪国（別紙図面 4 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 4 に記載する表のとおり
坂谷 1	田川市大字猪国（別紙図面 5 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 5 に記載する表のとおり

備考 別紙図面 1 から 5 までは省略し、その図面を田川市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第588号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和 8 年 9 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
猪膝川－１	田川市大字猪国（別紙図面１に示す区域のとおり）	土石流
坂谷山川－１	田川市大字猪国（別紙図面２に示す区域のとおり）	土石流
坂谷山川－２	田川市大字猪国（別紙図面３に示す区域のとおり）	土石流
猪国－５	田川市大字猪国（別紙図面４に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
猪国－６	田川市大字猪国（別紙図面５に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
猪国－７	田川市大字猪国（別紙図面６に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
道原－１	田川市大字猪国（別紙図面７に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
坂谷－１	田川市大字猪国（別紙図面８に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
坂谷－２	田川市大字猪国（別紙図面９に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
坂谷山－１	田川市大字猪国（別紙図面10に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
坂谷山－２	田川市大字猪国（別紙図面11に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
奥－１	田川市大字猪国（別紙図面12に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
奥－２	田川市大字猪国（別紙図面13に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
畑－１	田川市大字猪国（別紙図面14に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
畑－２	田川市大字猪国（別紙図面15に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

畑－３	田川市大字猪国（別紙図面16に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
天愼寺－１	田川市大字位登（別紙図面17に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
猪位金一区－１	田川市大字位登（別紙図面18に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
位登－５	田川市大字位登（別紙図面19に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
位登－６	田川市大字位登（別紙図面20に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
位登－７	田川市大字位登（別紙図面21に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
清美町－１	田川市大字位登（別紙図面22に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面 1 から22までは省略し、その図面を田川市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第589号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和 8 年 9 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
猪膝川－１	田川市大字猪国（別紙図面１に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面 1 に記載する表のとおり
坂谷山川－１	田川市大字猪国（別紙図面２に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面 2 に記載する表のとおり

猪国－5	田川市大字猪国（別紙図面4に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面4に記載する表のとおり
猪国－6	田川市大字猪国（別紙図面5に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面5に記載する表のとおり
猪国－7	田川市大字猪国（別紙図面6に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面6に記載する表のとおり
道原－1	田川市大字猪国（別紙図面7に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面7に記載する表のとおり
坂谷－1	田川市大字猪国（別紙図面8に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面8に記載する表のとおり
坂谷－2	田川市大字猪国（別紙図面9に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面9に記載する表のとおり
坂谷山－1	田川市大字猪国（別紙図面10に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面10に記載する表のとおり
坂谷山－2	田川市大字猪国（別紙図面11に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面11に記載する表のとおり
奥－1	田川市大字猪国（別紙図面12に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面12に記載する表のとおり
奥－2	田川市大字猪国（別紙図面13に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面13に記載する表のとおり
畑－1	田川市大字猪国（別紙図面14に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面14に記載する表のとおり
畑－2	田川市大字猪国（別紙図面15に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面15に記載する表のとおり
畑－3	田川市大字猪国（別紙図面16に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面16に記載する表のとおり
天愼寺－1	田川市大字位登（別紙図面17に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面17に記載する表のとおり
猪位金一区－1	田川市大字位登（別紙図面18に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面18に記載する表のとおり

位登－5	田川市大字位登（別紙図面19に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面19に記載する表のとおり
位登－7	田川市大字位登（別紙図面21に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面21に記載する表のとおり
清美町－1	田川市大字位登（別紙図面22に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面22に記載する表のとおり

備考 別紙図面1、2、4から19、21及び22は省略し、その図面を田川市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第590号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年7月福岡県告示第598号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和8年9月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
伏原－2	田川郡福智町赤池（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福智町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第591号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年7月福岡県告示第599号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和8年9月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
伏原－2	田川郡福智町赤池（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福智町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第592号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和8年9月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
伏原－2	田川郡福智町赤池（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
赤池－1	田川郡福智町赤池（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を福智町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第593号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和8年9月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
伏原－2	田川郡福智町赤池（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
赤池－1	田川郡福智町赤池（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を福智町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第594号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年9月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 （メートル）	延 長 （メートル）
久留米	県 道	中 尾 大刀洗 線	前	三井郡大刀洗町大字富多1682番1先から 三井郡大刀洗町大字富多847番1先まで	6.3 ～ 10.0	335.0
			後	三井郡大刀洗町大字富多1682番1先から 三井郡大刀洗町大字富多847番1先まで	6.3 ～ 10.0	335.0
			後	三井郡大刀洗町大字富多1682番1先から 三井郡大刀洗町大字富多847番1先まで	7.0 ～ 44.6	340.0

福岡県告示第595号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県 道	鳥 栖 倉 線	前	三井郡大刀洗町大字富多802番 1 先 から 三井郡大刀洗町大字富多841番先ま で	9.0 ～ 18.9	175.0
			後	三井郡大刀洗町大字富多802番 1 先 から 三井郡大刀洗町大字富多841番先ま で	9.0 ～ 37.0	175.0

福岡県告示第596号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
北九州	県 道	直 方 屋 線	前	遠賀郡遠賀町大字老良641番91先か ら 遠賀郡遠賀町大字老良1113番先まで	8.3 ～ 22.5	811.0
			後	遠賀郡遠賀町大字老良641番91先か ら 遠賀郡遠賀町大字老良1113番先まで	27.2 ～ 43.4	811.0

公 告

公告

令和 8 年度砂利採取業務主任者試験を次のように実施する。

令和 8 年 9 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 受験資格

特に制限はない。

2 試験

(1) 方法

試験は、筆記による試験とし、試験科目等は、次のとおりとする。

ア 砂利の採取に関する法令

イ 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

(2) 日時及び場所

日 時	場 所
令和 8 年 11 月 13 日（金曜日） 午前 10 時 00 分から正午まで	福岡市博多区東公園 7 番 7 号 福岡県庁行政第 5 号会議室（B 1 F）

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験願書 1 部に受験票・写真票 1 部及び受験手数料 8,100 円を添えて、福岡県県土整備部河川管理課（郵便番号 812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号。以下「河川管理課」という。）に提出すること。

イ 受験票・写真票には、写真（申込前 6 月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦 6 センチメートル、横 4 センチメートルで、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）1 枚を必ず貼付すること。

ウ 受験願書及び受験票・写真票の用紙は、河川管理課で配布する。郵便によってこれらの用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して 140 円（1 部まで。2 部又は 3 部の場合は 180 円。）切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること

- 。
- エ 受験手数料8,100円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験手数料は、申込受付後は、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。
- オ 郵便によって受験を申し込む場合には、必ず書留郵便（簡易書留郵便を含む。）にすること。
- (2) 受付期間
- ア 受験申込みの受付期間は、令和 8 年 9 月 18 日（金曜日）から同年 10 月 23 日（金曜日）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第 23 号）第 1 条に規定する休日を除く毎日、午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までとする。
- イ 郵便による受験申込みは、令和 8 年 10 月 23 日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。
- 4 合格者は、令和 8 年 11 月 27 日（金曜日）に発表する。発表は、福岡県公報に登載するほか、各受験者に可否の通知をして行う。
- 5 その他
受験手続その他の試験に関する事項の問合せは、河川管理課（電話 092－643－3666）に対して行うこと。

公告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 20 条第 1 項の規定により小郡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

久留米小郡都市計画 福童西地区地区計画（令和 8 年 8 月 31 日 小郡市告示第 147 号）

公告

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 29 条の 2 第 1 項の規定に基づき、建設業の許可

を取り消したので、同法第 29 条の 5 第 1 項の規定により公告する。

令和 8 年 9 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 処分をした年月日
- 令和 8 年 9 月 8 日
- 2 処分を受けた者の商号等

商 号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社イーライフ	那珂川市中原六丁目 1 番 22 号	石橋 誠司	令和 6 年 7 月 1 日 福岡県知事許可（特－6） 第 109547 号

- 3 処分の内容
- 電気工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
- 株式会社イーライフについては、建設業者の営業所の所在地が確知できないため、令和 8 年 7 月 31 日付の福岡県公報にその旨公告したが、30 日を経過しても申し出がなかった。
- このことは、建設業法第 29 条の 2 第 1 項に該当する。

公告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第 3 項の規定により公告する。

令和 8 年 9 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
竹野土地改良区	令和 8 年 9 月 7 日

公告

次の特定開発行為の許可に係る対策工事等が完了したので、土砂災害警戒区域等にお

ける土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第18条第 3 項の規定により公告する。

令和 8 年 9 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
土砂災害特別警戒区域 桧原 2 丁目(2) 134-K-103	福岡市博多区美野島一丁目17番15号 株式会社 ブリッヂ 代表取締役 瀬戸口 拓也 瀬戸口 けい子

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により公告する。

令和 8 年 9 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
飯塚市潤野字卯田59番 1、59番 2、60番 1、60番 2、61番 1、61番 3、61番 4、62番及び1683番 2
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市博多区博多駅東二丁目10番 1 号
株式会社コスモス薬品
代表取締役 横山 英昭

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により公告する。

令和 8 年 9 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
宮若市磯光字梅ノ木1567番19、1567番41、1568番17及び1568番26

- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
三重県いなべ市北勢町北中津原1009番地 1
有限会社いなべ物流サービス
代表取締役 古田 貴裕

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第42号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第 1 項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第 1 項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数は、令和 8 年 9 月 1 日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

令和 8 年 9 月 18 日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳

83,896

福岡県選挙管理委員会告示第43号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第 1 項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第 1 項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第 1 項の規定に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第 8 条第 1 項の規定に基づく県の教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と40万に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数は、令和 8 年 9 月 1 日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

令和 8 年 9 月 18 日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳

624,348

福岡県選挙管理委員会告示第44号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第 1 項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は、令和 8 年 9 月 1 日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

令和 8 年 9 月 18 日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳

選挙区名	選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数
北九州市門司区	25,494
北九州市小倉北区	49,638
北九州市小倉南区	56,507
北九州市若松区	21,470
北九州市八幡東区	17,357
北九州市八幡西区	67,539
北九州市戸畑区	15,299
福岡市東区	89,499
福岡市博多区	69,544
福岡市中央区	57,044
福岡市南区	73,880
福岡市城南区	35,620
福岡市早良区	61,066
福岡市西区	57,397
大牟田市	29,261
久留米市・うきは市	89,143
直方市	15,008
飯塚市・嘉穂郡	37,775
田川市	12,072

柳川市	17,014
八女市・八女郡	21,532
筑後市	13,305
大川市・三潞郡	12,359
行橋市	19,855
中間市	10,982
小郡市・三井郡	20,309
筑紫野市	29,380
春日市	30,440
大野城市	28,181
宗像市	26,670
太宰府市	19,776
古賀市	16,064
福津市	18,510
宮若市・鞍手郡	13,076
嘉麻市	9,440
朝倉市・朝倉郡	22,655
みやま市	9,539
糸島市	28,388
那珂川市	13,422
糟屋郡	62,764
遠賀郡	24,971
田川郡	19,383
京都郡	14,912
築上郡・豊前市	14,739

公安委員会

福岡県公安委員会規則第10号

福岡県公安委員会公告式規則及び福岡県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年9月18日

福岡県公安委員会

福岡県公安委員会公告式規則及び福岡県公安委員会聴聞及び弁明の機会の

付与に関する規則の一部を改正する規則

(福岡県公安委員会公告式規則の一部改正)

第1条 福岡県公安委員会公告式規則(昭和29年福岡県公安委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

第4条中「警察本部の警察棟告知板に」を「当該各号に定める様式によりそれぞれの法令に規定する方法で」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)その他の法令の規定による聴聞、意見の聴取及び意見聴取の期日及び場所等の告示 様式第1号
 - (2) 行政手続法(平成5年法律第88号)第15条第3項(第31条において準用する場合を含む。)の規定による聴聞及び弁明の機会の付与の通知 様式第2号
- 様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号（第4条関係）

福岡県公安委員会告示第	号
規定に基づき、	の
を次のように公示する。	
年 月 日	
	福岡県公安委員会
1 期日（日時）	
年 月 日	時 分
2 場所	

様式第2号（第4条関係）

福岡県公安委員会告示第	号
行政処分について	の規定による を行うので、次のとおり通知する。
年 月 日	
1 不利益処分の名宛人となるべき者	福岡県公安委員会
2 期日（日時）	
年 月 日	時 分
3 場所	
4 本件	事務を所掌する組織の名称及び所在地
5 その他	
1 の者には、行政手続法（平成5年法律第88号）第15条第1項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでも交付します。	

(福岡県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正)

第 2 条 福岡県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成 8 年福岡県公安委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 2 項中「聴聞を行う公安委員会の事務所の掲示板に掲示して」を「インターネットの利用その他の方法により」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(告示及び通知に関する経過措置)
- 第 1 条の規定による改正後の福岡県公安委員会公告式規則第 4 条の規定は、この規則の施行の日以後にする告示及び通知について適用し、同日前にした告示及び通知については、なお従前の例による。
(様式に関する経過措置)
- この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

福岡県公安委員会告示第 243 号

福岡県行政手続条例（平成 8 年福岡県条例第 1 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、福岡県公安委員会公告式規則及び福岡県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則（案）について、令和 8 年 7 月 10 日から同年 8 月 8 日までの間、意見公募手続を実施したので、同条例第 41 条第 1 項の規定に基づき、その結果を告示する。

令和 8 年 9 月 18 日

福岡県公安委員会

- 規則の題名
福岡県公安委員会公告式規則及び福岡県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則（令和 8 年福岡県公安委員会規則第 10 号）
- 規則の公布の日
令和 8 年 9 月 18 日

3 意見公募手続の結果

意見は提出されなかったが、文言の一部を整理の上、規則を制定することとした。

4 関連資料

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活保安課に備え置く。

雑 報

西日本宝くじ事務協議会告示第 18 号

当せん金付証票法（昭和 23 年法律第 144 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、第 2536 回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和 8 年 9 月 18 日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 名 称 第 2536 回西日本宝くじ
- 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町 1 - 5 - 5
- 発売総額及び通数 400,000,000 円
10 万通 40 組
- 証 票 金 額 1 枚 100 円
- 発 売 期 間 令和 8 年 10 月 21 日から
令和 8 年 11 月 17 日まで
- 抽 せ ん 日 令和 8 年 11 月 20 日
- 当せん金支払開始日 令和 8 年 11 月 26 日
- 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	15,000,000 円	1 本

前	後	賞	2,500,000 円	2 本	
組	違	い	賞	100,000 円	39 本
2		等	300,000 円	80 本	
3		等	30,000 円	800 本	
4		等	5,000 円	4,000 本	
5		等	1,000 円	40,000 本	
6		等	100 円	400,000 本	

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第19号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2537回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和8年9月18日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2537回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
- 及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 600,000,000円
- 10万通 30組
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円

5 発 売 期 間 令和8年11月4日から
令和8年11月23日まで

6 抽 せ ん 日 令和8年11月27日

7 当せん金支払開始日 令和8年12月2日

8 当せん金の額及び当せんの数

等	級	当せん金額	当せんの数			
1	等	30,000,000 円	1 本			
前	後	賞	2 本			
組	違	い	賞	100,000 円	29 本	
2	等	1,000,000 円	30 本			
3	等	10,000 円	6,000 本			
4	等	1,000 円	30,000 本			
5	等	200 円	300,000 本			
実	り	の	秋	賞	30,000 円	1,200 本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第20号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2538回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和8年9月18日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2538回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町 1 - 5 - 5
- 3 発売総額及び通数 350,000,000円
10万通 35組
- 4 証 票 金 額 1 枚 100円
- 5 発 売 期 間 令和8年11月18日から
令和8年12月15日まで
- 6 抽 せ ん 日 令和8年12月18日
- 7 当せん金支払開始日 令和8年12月23日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	10,000,000 円	1 本
前 後 賞	2,500,000 円	2 本
組 違 い 賞	100,000 円	34 本
2 等	300,000 円	70 本
3 等	30,000 円	700 本
4 等	5,000 円	3,500 本
5 等	1,000 円	35,000 本
6 等	100 円	350,000 本

- 9 注 意 事 項
- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第21号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2539回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和8年9月18日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2539回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町 1 - 5 - 5
- 3 発売総額及び通数 240,000,000円
120万通
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 令和8年12月2日から
令和8年12月22日まで
- 6 当せん金支払開始日 令和8年12月2日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	1,000,000 円	12 本
2 等	50,000 円	120 本
3 等	10,000 円	600 本
4 等	2,000 円	9,000 本
5 等	200 円	360,000 本

- 8 注 意 事 項
- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第22号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、第2540回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和 8 年 9 月 18 日
鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

- 西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎
- 1 名 称 第2540回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町 1 - 5 - 5
- 3 発売総額及び通数 400,000,000円
200万通
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 令和 8 年 12 月 16 日から
令和 9 年 1 月 12 日まで
- 6 当せん金支払開始日 令和 8 年 12 月 16 日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	1,000,000 円	20 本
2 等	50,000 円	200 本
3 等	10,000 円	8,000 本
4 等	2,000 円	20,000 本
5 等	200 円	200,000 本

8 注 意 事 項

(1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこ

れらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第23号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、第2541回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和 8 年 9 月 18 日
鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

- 西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎
- 1 名 称 第2541回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町 1 - 5 - 5
- 3 発売総額及び通数 1,800,000,000円
10万通 90組
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 令和 8 年 12 月 26 日から
令和 9 年 1 月 19 日まで
- 6 抽 せ ん 日 令和 9 年 1 月 22 日
- 7 当せん金支払開始日 令和 9 年 1 月 27 日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	150,000,000 円	1 本
前 後 賞	25,000,000 円	2 本
組 違 い 賞	100,000 円	89 本

2	等	1,000,000 円	180 本
3	等	3,000 円	27,000 本
4	等	1,000 円	90,000 本
5	等	200 円	900,000 本
お 年 玉 賞		20,000 円	3,600 本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第24号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2542回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和8年9月18日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

- 西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎
- 1 名 称 第2542回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
- 及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 250,000,000円
- 10万通 25組
- 4 証 票 金 額 1 枚 100円
- 5 発 売 期 間 令和9年1月6日から
- 令和9年1月26日まで
- 6 抽 せ ん 日 令和9年1月29日

7 当せん金支払開始日 令和9年2月3日

8 当せん金の額及び当せんの数

等 級		当せん金額	当せんの数
1	等	15,000,000 円	1 本
前	後 賞	2,500,000 円	2 本
組	違 い 賞	100,000 円	24 本
2	等	300,000 円	50 本
3	等	30,000 円	250 本
4	等	5,000 円	2,500 本
5	等	1,000 円	25,000 本
6	等	100 円	250,000 本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第25号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2543回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和8年9月18日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

- 西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎
- 1 名 称 第2543回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1－5－5

3 発売総額及び通数 1,400,000,000円
10万通 70組

4 証 票 金 額 1枚 200円

5 発 売 期 間 令和9年1月13日から
令和9年2月8日まで

6 抽 せ ん 日 令和9年2月12日

7 当せん金支払開始日 令和9年2月17日

8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	30,000,000 円	1 本
前 後 賞	10,000,000 円	2 本
組 違 い 賞	100,000 円	69 本
2 等	1,000,000 円	140 本
3 等	10,000 円	14,000 本
4 等	1,000 円	70,000 本
5 等	200 円	700,000 本
新 春 幸 運 賞	30,000 円	2,800 本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第26号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2544回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和8年9月18日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

1 名 称 第2544回西日本宝くじ

2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1－5－5

3 発売総額及び通数 300,000,000円
150万通

4 証 票 金 額 1枚 200円

5 発 売 期 間 令和9年1月20日から
令和9年2月16日まで

6 当せん金支払開始日 令和9年1月20日

7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	3,000,000 円	15 本
2 等	50,000 円	60 本
3 等	10,000 円	5,250 本
4 等	2,000 円	6,000 本
5 等	200 円	150,000 本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第27号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2545回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和8年9月18日
鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2545回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円
10万通 30組
- 4 証 票 金 額 1枚 100円
- 5 発 売 期 間 令和9年2月17日から
令和9年3月9日まで
- 6 抽 せ ん 日 令和9年3月12日
- 7 当せん金支払開始日 令和9年3月17日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	20,000,000 円	1 本
前 後 賞	5,000,000 円	2 本
組 違 い 賞	100,000 円	29 本
2 等	300,000 円	30 本
3 等	30,000 円	600 本
4 等	5,000 円	3,000 本
5 等	1,000 円	30,000 本
6 等	100 円	300,000 本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第28号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2546回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和8年9月18日
鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2546回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 250,000,000円
10万通 25組
- 4 証 票 金 額 1枚 100円
- 5 発 売 期 間 令和9年3月10日から
令和9年3月30日まで
- 6 抽 せ ん 日 令和9年4月5日
- 7 当せん金支払開始日 令和9年4月10日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	15,000,000 円	1 本
前 後 賞	2,500,000 円	2 本

組 違 い 賞	100,000 円	24 本
2 等	300,000 円	25 本
3 等	20,000 円	250 本
4 等	5,000 円	5,000 本
5 等	1,000 円	25,000 本
6 等	100 円	250,000 本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第29号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2547回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和8年9月18日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2547回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 1,000,000,000円
10万通 50組
- 4 証 票 金 額 1枚 200円
- 5 発 売 期 間 令和9年3月13日から
令和9年3月31日まで

6 抽 せ ん 日 令和9年4月5日

7 当せん金支払開始日 令和9年4月10日

8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	30,000,000 円	1 本
前 後 賞	10,000,000 円	2 本
組 違 い 賞	100,000 円	49 本
2 等	300,000 円	100 本
3 等	10,000 円	15,000 本
4 等	1,000 円	50,000 本
5 等	200 円	500,000 本
新 生 活 応 援 賞	30,000 円	2,000 本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。